

第5 個別労働紛争のあっせん

1 個別労働紛争とは

個別労働紛争とは、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争をいいます。

高知県労働委員会では個別労働紛争の解決を援助するために、労働相談とあっせんを行っています。

2 労働相談と個別労働紛争のあっせん

(1) 労働相談

労働に関する問題で相談したいときは、事務局へ電話するか直接来所してください。担当職員が相談者のお話をお聴きしながら問題点を整理していきます。また、必要に応じて次のことを行います。

ア 法令、通達、判例などの情報提供

イ 問題解決のためにとりうる方法などの助言

ウ 解決のためにより適切な機関がある場合は、その紹介

このようにして、問題解決のお手伝いをします。

どこに相談したらよいかわからない場合もお気軽にご相談ください。費用はかかりません。

(2) 個別労働紛争のあっせん

問題の解決のためにはあっせんが有効な場合があります。

あっせんとは、労使の話合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、労働委員会のあっせん員が労使の間に立って互いの主張をとりなし、紛争の自主的な解決のために援助することです。

相談者があっせんを希望し相手方もあっせんに応じる場合、又は当事者双方があっせんを希望する場合に行われます。

あっせんの対象になるのは、高知県内の事業所に雇用され、又は雇用されていた労働者と、高知県内の事業所の事業主です。

(3) あっせんの方法

ア あっせんの開始

あっせん申請書の提出によって開始されます。申請は労使い
ずれからでもできます。費用はかかりません。

イ あっせん員の決定と事前調査

あっせん申請書を提出すると、あっせん員が決められ、担当
職員が相手方に事情を聴くとともにあっせんに応じるかどうか
を確認します。

あっせん員は、労働委員会の委員15名（公益委員、労働者委
員、使用者委員各5名）又は事務局職員の中から決められま
す。

相手方があっせんに応じる場合は、日時を決めて両者に集ま
っていただき、あっせんを行います。

ウ あっせんの進め方

あっせん員が両者に個別にお話をお聴きして主張の要点を確
かめ、助言したり主張をとりなしたりして問題解決へのお手伝
いをします。

解決策を示したほうがよいとあっせん員が判断した場合
には、あっせん案を出すこともあります。あっせん案は受諾する
義務はありませんので、一方が受諾しても他方が受諾しないと
あっせんはまとまらないこととなりますが、十分に検討してな
るべくこれを受諾し、問題を早く解決することが望まれます。

労使の主張に隔たりがあって解決が見込まれない場合にはあ
っせんは打ち切られます。

労働相談及びあっせんの進め方は次の図のとおりです。

